

電気供給約款等の変更について

2026 年 10 月 1 日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（代表取締役社長 CEO：藤原 正隆、以下「当社」）は、2026 年 11 月 1 日に当社の電気供給約款等^{*1}を変更いたします。

今回の変更は、関西電力送配電株式会社を含む一般送配電事業者が、電気料金に含まれる託送料金を変更することを受けて実施するものとなります。

当社はこれまでも安心して電気をご利用いただけるよう、高効率な天然ガス火力発電所を中心に事業運営の効率化に取り組んできました。引き続き一層の事業運営の効率化に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

^{*1} 電気供給約款、電気供給約款附則、電気供給条件等

1. 変更内容について

関西電力送配電株式会社を含む一般送配電事業者による託送料金の変更を受けて、料金表の見直しを行います。

詳細につきましては、別紙 1 にてご確認ください。

〈ご参考：ベースプラン A-G の料金表の変更について〉（円/税込）

		単位	見直し前	見直し後
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	466.57	707.80
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21	20.89
	120kWh をこえ 350kWh まで	1kWh	24.80	25.48
	350kWh をこえる分	1kWh	27.72	28.40

〈ご参考：ベースプラン A-G における標準的な使用量（260kWh/月）での見直し影響金額について〉

見直し前	8,381 円
見直し後	8,789 円
影響額	408 円

※上記金額には消費税等相当額、2026 年 11 月検針分に適用する燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

〈ご参考：託送料金について〉

託送料金とは、当社をはじめ送配電網を利用するすべての事業者が、利用料として送配電事業者に支払う料金です。電力インフラの維持・管理に不可欠な公的費用として各事業者が一律に負担しており、お客さまの電気料金に含まれております。

2. 変更時期について

2026 年 11 月 1 日付で約款等を変更し、2026 年 12 月検針分の電気料金より見直し後の料金表を適用いたします。

3. お問い合わせ先

約款変更に関するお問い合わせ窓口

0120-181-236 《受付時間》 月～土 9時～19時 日・祝 9時～17時

(当社の電気のご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。)

以 上